

件名	愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】 現在設置されている6常任委員会のうち、1委員会の名称変更及び所管事項の改正。</p> <p>【名称】 スポーツ文教警察委員会→<u>観光</u>スポーツ文教警察委員会</p> <p>【所管事項】 <u>観光</u>スポーツ文教警察委員会 ア <u>観光スポーツ文化部の所掌に属する事項</u> イ 教育委員会の所掌に属する事項 ウ 公安委員会の所掌に属する事項</p>	
施行日	令和3年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	